○国土交通省告示第百七十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－439	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｃ240ＮＢＫＥ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊞ＧＳ－488	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　４ＬＥ１ＮＣＶＥ	〃

○国土交通省告示第百七十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－137	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＴＤ27ＡＡ－03	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
㊞ＧＳ－153	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＴＤ42ＡＡ－03	〃
㊞ＧＳ－361	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＱＤ32ＡＡ－03	〃
㊞ＧＳ－399	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＱＤ32Ａ－08	〃
㊞ＧＳ－465	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＴＤ42Ｂ－08	〃
㊞ＧＳ－485	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＴＤ27Ｂ－08	〃

○国土交通省告示第百七十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1077	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＸＤＺ－ＺＤ30－１Ａ	グローバルコンポーネントテクノロジー株式会社　神奈川県川崎市幸区新小倉１番２号

○国土交通省告示第百七十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2046	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＡＡ－２ＧＲ－ＦＸＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ－2228	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ－１ＡＲ－ＦＥ	〃
㊞Ｇ－2327	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ－２ＧＲＦＥ10	〃

○国土交通省告示第百七十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－58Ｒ－020120	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－003	いすゞ車体株式会社　神奈川県藤沢市土棚８番地
Ｅ43－58Ｒ－020121	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－004	〃
Ｅ43－58Ｒ－020122	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－005	〃
Ｅ43－58Ｒ－020123	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－006	〃
Ｅ43－58Ｒ－020124	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－007	〃
Ｅ43－58Ｒ－020125	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－008	〃
Ｅ43－58Ｒ－020126	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－009	〃
Ｅ43－58Ｒ－020127	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－010	〃
Ｅ43－58Ｒ－020128	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－011	〃
Ｅ43－58Ｒ－020129	突入防止装置　いすゞ車体　Ｐ－012	〃

○国土交通省告示第百七十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＴＤ２－31	運行記録計　日本ユニシス　ＴＨＤ－401Ｄ	日本ユニシス株式会社　東京都江東区豊洲１－１－１

○国土交通省告示第百七十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、ユニキャリア株式会社から、製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があった。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

１．変更する製作者等の住所

新	旧
神奈川県川崎市幸区新小倉１番２号	東京都品川区南大井六丁目22番７号

２．変更年月日

平成27年９月７日

○国土交通省告示第百七十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、三菱マヒンドラ農機株式会社から、製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する旨届出があった。

平成二十八年一月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

１．変更する製作者等の氏名又は名称

新	旧
三菱マヒンドラ農機株式会社	三菱農機株式会社

２．変更年月日

平成27年10月１日